

局では阿寒国立公園の摩周及び美幌峠の休憩舎、大雪山国立公園の勇駒別の宿舎、美瑛富士の避難小屋、日光湯元及び竜頭の山の家、吉野熊野の大杉谷の山小屋等を記念事業として計画中であつたが、偶々東武鉄道から日光国立公園内施設費として国立公園協会に対し六万円の寄付があつたので、帝室林野局と協議の上、経費を合併して模範的宿舎を建設することとし、協会の設計監督の下にこれを竣工し、その管理を委託されることとなつた。このほか日光では霧降高原の開発事業をこれに加えて着工し、鹿児島県では霧島神宮前広場及修養道場の築造、古宮趾への車道の開鑿等を決定して着手した。なお協会の事業に賛同して各方面からの寄付の申出が続いた。読売新聞社長正力松太郎より国立公園内休憩舎建設資金の寄付があつて、協会設計、県施工のもとに、次年度に亘つて十和田の休屋、日光の中宮祠、岳麓の河口湖畔及箱根の湖尻、雲仙の普賢岳に、それぞれ建築されることとなつた。「わかもと」本舗からも同様休憩舎に対する資金の申込があつて、これも実施された。六月厚生省庁舎火災で、体力局の一部も類焼して国立公園の油絵の一部も焼失した。この年松村辰喜翁頸彰事業が計画された。六月から七月にかけて田村剛は満州国に出張して鏡泊湖その他の国立公園候補地を調査した。

一九四一年（昭和一六年）三月近衛第三次内閣成立、一〇月東條内閣となり、時局は一層緊迫して來た。内閣は行政機構の簡素化を図り、三月には法律第三五号勅令三一一号により、国立公園委員会は廃止となつた。体力局はあらゆる面で国民体力増強運動に全力を傾けるやうになり、小泉厚相のもとに八月には体力局は人口局と改められ、初代人口局長には武井群嗣が就任し、国立公園は体鍛課の所管となる。協会は各国立公園毎に、徒步旅行コースを選定し、歩道・山小屋・休憩舎・展望台等の施設に対して少額ながら補助金を交付することとなつた。又六月協会は第九回総会の決議に基き、国立公園並に道府県立公園の増設に関する請願を、厚生大臣並に企画院總裁宛に提出した。七月田村剛は興亜院より中華民国に出張を命ぜられ、南支廈門の風景計画を調査立案した。此頃国立公園内に於ける産業施設が風景を破壊する事例が多く、日光古河鉱業の発電計画が増強されるため、磐若・方等の滝に影響を及ぼすものとして、問題となり、十和田の国営開墾に関連して湖水の水位低下問題等が起つた。しかし時局は国立公園行政等文化行政を尊重しえない傾向に進展していく。国立公園協会では、さきに廃止となつた国立公園委員会に代わるべき私

設機関の設置を意図して、協会内に国土計画対策委員会を設置し、学識経験者並に軍部を含む各省代表者を委員に委嘱し、細川護立を会長として、国立公園その他公園に関する重要事項の審議を行うこととし、七月三日にその第一回委員会を開催し、ます国立公園並に道府県立公園の増設並に区域拡張に関する件を議題として諮つた。そして第二回委員会では国土計画と休養地を議題として審議したが、これは時局下交通制限により遠距離旅行の阻止された時、国民大衆の健全娯楽と機会均等の精神から、自然公園や休養地の配分を合理的なものとする必要があるという見解からの対策に外ならなかつた。この委員会では結局道南（登別・洞爺湖・支笏湖）八幡平・磐梯吾妻・三国山脈・奥秩父・大島・琵琶湖・石槌山の八カ所と、それに志摩台地又は英彦山耶馬溪を併せて八一〇カ所面積七三一八二万陌を国立公園に、富士箱根を十国峠湯河原方面に、吉野熊野を金剛高野方面に、瀬戸内海を東部に、雲仙を島原半島海岸部に、それぞれ拡張する案を決定し、更に道府県立公園の合理的な配分計画の方針と、その候補地とを決定して、関係方面に建議することとなつた。この案は多分に地方計画的要件に基き、人口稠密地方から容易に利用されるべき自然公園を設定しようとする意図に出たものであつた。この年民間では鮎川義介が伊豆大島の開発を企図し、雄大な構想のもとに、各種事業もその緒につきつあつた。一月には許可認可等行政事務処理簡捷化に関する要綱が閣議で決定し、遂に一二月八日、国民の耳を疑わしめるような重大ニュース「米英に対し宣戰布告」が発せられ、大東亜戦争の幕を切つて落したのである。

一九四二年（昭和一七年）緒戦に戦果をあげたものの、戦局は決して有利に進展してはいなかつた。しかし国民の意氣は旺んで、よく重大時局を認識して、あらゆる困苦と戦つて來ている。六月には行政簡素強力化実施要綱が閣議で決定、七月にその実施案が確定、実施に移されることとなつた。人口局長としてこの難局に当つたのは中村敬之進であつた。国立公園関係職員は勿論減員され、応召者もだんだんと出で来るようになつた。地方では人口局の政策に呼応して、勤労者や学生青少年等のための健民修練所を国立公園その他の景勝地に造るものが多く、又疎開学生のため国立公園内に宿舎を物色するものも多くなつた。この面で人口局は国立公園最後のあがきとも見られる都市人口稠密地方に於ける国立公園新設の努力をした。その候補地はさきに国土計画対策委員会で選定したものの中から物色

整理された次の六カ所である。

秩父国立公園候補地

一〇〇、〇〇〇陌
五三、〇〇〇陌

大島・天城国立公園候補地

二七、〇〇〇陌
一一〇、〇〇〇陌

琵琶湖国立公園候補地

六〇、〇〇〇陌
五〇、〇〇〇陌

志摩国立公園候補地

（水面七〇、〇〇〇陌を含む）
一一〇、〇〇〇陌

金剛高野国立公園候補地

耶馬溪英彦山国立公園候補地
五〇、〇〇〇陌

この六候補地の健民寮・山小屋・宿坊・旅館等の類は一六七で、その收容人員は二八、〇六〇人、であつて、これを活用することは、時局下大いに緊要であるという見解であつた。これに対しても関係地方でも熱心な要望もあつて、一八年度以降の国の事業として、その実現を期待されたのである。この年八月、多年に亘り国立公園や史跡名勝天然記念物方面に大きな貢献をされた脇水鉄五郎は、幾多の記念すべき文献を遺して永眠した。

一九四三年（昭和一八年）この頃長期戦遂行のために、国民生活の明朗化も考慮され、栄養と休養と鍛成とが、現下の重要な厚生政策の目標となつた。健民修練所を国立公園その他に設置したり、健民地指導講習会や鍛成会なども各地に開催された。大島・金剛高野・奥秩父・耶馬溪など依然として国立公園指定運動に熱心で陳情などを行つた。人口局修練課では「国土計画中厚生緑地ニ関スル策定要綱」を作成して、企画院に提出し、総合的国土計画の策定を要望した。

一九四四年（昭和一九年）国民登録制、飲食店料理店一ヵ年休業、日曜日半減等が実施され、北九州に米機の来襲があるなど、戦局は著るしく悪化した。一月一八日勅令第三七号厚生省関係許可認可等戦時特例を告示し、許認可等に関する行政事務簡捷化を実施したので、国立公園法第八條による要許可行為は届出で足ることとなり、同法は全く骨ぬきとなつた。又二月には閣議で決戦非常措置要綱を決議し、平時の又は長期的事務を停止することとして、六月からは国立公園法施行に関する事務を停止し、健民運動や厚生運動に関する事務は外郭団体の活動に俟つものとさ

れた。この間人口局修練課では国立公園政策を国民の鍊成と休養とに向けるものとし、既定の六国立公園候補地につき、これを実現するために、各省との折衝を始めていたし、国立公園協会も二月にはその名称を国土健民会と改称して時局に対処することとしたが、七月に入ると、東條内閣総辞職、小磯米内協力内閣が成立し、人口局は健民局と改まり、局长は厚生次官に昇格した中村敬之進のあとをうけて小林尋次、続いて入江誠一郎と代つた。国立公園主管課長としては修練課長の阿賀正美の応召により、八島三郎が体力課長に就任した。そして七月には前に記した通り閣議により国立公園事務は停止と決定し、健民運動も停止同然となつた。そして一月には国立公園の地方管理費も一齊に削除されることとなつた。

こうした事情のもとで、これまで多年国立公園のために尽瘁して来た多くの人々が犠牲となるに至つた。七月には嘱託、技手、技師を経て十年一日のように勉励された小坂立夫は東京都に転出を余儀なくされ、永らく国立公園協会主事として活躍した冠松次郎は辞職され、又地方技術官としては山梨県技師閔倫三郎も退職となつたが、栃木県の千家技師その他田中・平林・米川・山下・横山・都野の各技手はその課に止まることが出来た。やがて本省では江山・田中・奈良橋各技手は応召、馬岡嘱託は退職、島田嘱託は転出といつた具合で、最後に田村技師と岡本嘱託と、そして昭和一三年来厚生省の運動場関係事務を担当した石神甲子郎技師とが残されるだけとなつた。この年の六月頃から帝都にも空襲警報が発せられていたが、一月には上空に米機を仰ぎ、高射砲の響きを聞くに至つた。

一九四五年（昭和二〇年）列国の対日宣戦、比島決戦の敗退、帝都の夜間空襲となつて、四月内閣は更迭して鈴木貫太郎により組閣され、岡田忠彦は厚相に任じた。しかし内地各都市の空襲から広島長崎の原子爆弾投下となつて、ここに大東亜戦争は終止符をうつこととなり、八月一五日終戦の大詔が発せられ、鈴木内閣の総辞職となつた。そのあとをうけて、東久邇内閣を経て幣原内閣となり、芦田厚生大臣・勝俣衛生局長の下に国立公園事務は保健課の所管となり、課長には三木行治が任じ、三〇年前の行政機構を想わせるように、国立公園行政は振り出しに返つた観を呈した。この間六月には田村の正式退職が発令され、八月に石神技師は総合計画局戦災復興部に転じ、岡本清一嘱託がただ一人孤城を守つていたが、これも遂に辞職してしまつた。ところが日本占領の連合軍司令部G・H・Qは早く

も一月一二日覚書をわが政府に送つて、国立公園を含む文化的歴史的宗教的重要性を一般に認められた作品と地域との保護保存に關し必要な一切の手段を講じ、その管理維持に任すべきことを指令して來た。三木課長はその頃課に迎えられて復つて來た唯一の技術者である石神甲子郎にこれが対策を命じ、爾來石神は国立公園事務に従事することとなり、やがて復員する江山・田中・奈良橋等を迎えて協力するようになつた。国立公園関係書類のうちには戦災で焼失したものが多かつたが、その一部は厚生省研究所の倉庫に安全であつたものもあり、当座はこれが整理や、又中絶せられて居た各国立公園の現状調査や地元との連絡等に忙殺された。

一九四六年（昭和二一年）四月疎開先から上京した田村は、新に觀光方面を開拓する希望のもとに、一時交通公社に關係したが、志を得なかつた。五月吉田内閣が成立して、厚相には河合良成が就任した。第一次農地改革や憲法公布が行われた。六月には運輸省業務局に觀光課が置かれ、全日本觀光連盟も設立された。この頃田村剛は再び厚生省嘱託に任命され、だんだんもとの仕事に帰るようになつた。そして三木局長は国立公園の新指定を行う意図を抱いていた。又国土健民会は解散して名称を国立公園研究会と改め、復興した全日本觀光連盟と協力する方針をきめた。しかし国立公園に対する社会の認識は寧ろ冷淡であつた。G・H・Qの民間情報教育局勤務の造園家でもと米国々立公園局にも勤めたことのあるボペム大尉 Captain Walter O. Popham は厚生省にも又在野の造園家にも親しく、種々の助言を与えた、又我国の国立公園の大部分と若干の候補地の現地視察を行い、国立公園行政に關して、種々指導と便宜を与えてくれた。そうするうちに、公衆保健局では調査課長飯島稔の推薦により、さきにきめられた国立公園候補地のうちで、地元からの熱望のあつた伊勢志摩を国立公園に指定する準備が、急速に進捗して、ボペム大尉の保証もあり、G・H・Qの同意も得られて、正式指定のこととなり、国立公園委員会もまだ復活していなかつたので委員会に諮ることなく、一一月二〇日に戦後最初の、第一三番目の国立公園として告示された。

一九四七年（昭和二二年）一月国土健民会は理事会を開いて、解散を決議した。この頃地方で国立公園指定運動を起して、動き始めたのは、秩父・大島・琵琶湖・佐渡等の地方である。三月には国立公園法の許認可の権限を厚生大臣に復原し、又国立公園法施行規則を改正して国立公園事業に舟遊施設・ゴルフ場・スキー場及乗馬施設を加えるこ

となつた。統いて四月には勅令第一七六号で国立公園委員会官制を公布したが、これでは中央委員会と、各国立公園毎に地方委員会を設けることにしたのである。この月に国立公園研究会を創設して、国立公園協会や国土健民会の使命を継承することとなつた。五月には政変があつて片山連立内閣が組閣され、厚相には一松定吉が就任した。これより先、終戦後国立公園指定運動が漸次熾烈となつたので指定に関する大綱を決定する事となり河合厚生大臣の決定により厚生省発第四一号「国立公園施策確立に関する件」が厚生次官名で都道府県知事に通牒された。内容は次の如く国立公園を中心とする府県立公園、休養地等全土に亘る景勝地を合理的に配置する国立公園体系を確立するため、左の措置を講ずるというのである。

一、イ、概ね左の地区を新たに国立公園として指定する

- 1、洞爺湖・登別・定山溪地区
- 2、八幡平・田沢湖地区
- 3、磐梯吾妻地区
- 4、奥秩父地区
- 5、伊豆半島伊豆七島地区
- 6、三国山脈地区
- 7、琵琶湖地区

ロ、既存国立公園に近接せる左の地区を国立公園の区域に編入する。

- 1、鬼怒川・塩原・那須山方面（日光国立公園）
- 2、潮岬・金剛山・高野山方面（吉野熊野国立公園）
- 3、由良・鳴戸海峡・芸予叢島・石槌山方面（瀬戸内海国立公園）
- 4、宍道湖・隱岐島方面（大山国立公園）
- 5、英彦山・耶馬渓・別府裏山方面（阿蘇国立公園）

6、桜島・指宿方面（霧島国立公園）

ハ、国立公園法を改正し、国立公園に次ぐ景勝地・温鉱泉、休養地等を保護享用する措置を講ずる。

二、国立公園の活用、特に国際的享用の増大を図る為、関係方面と協力し、速かに国立公園計画に基く交通・宿泊・保健・休養・慰楽等の施設を整備拡充することとし、新たに国立公園区域内における観光諸施設の指導措置を講ずる。

三、右諸施策は急速に関係方面と協議を進め、国立公園委員会に付議する。

これは従来の厚生省の国立公園施策を具体化したものであるが、国立公園の新設・拡張等については、更に慎重検討することとして、現地調査が進められた。

さて片山内閣となつてからは、一松厚生大臣は頗る積極的で、予て三木局長の抱負でもあつた国立公園局設置の政治的工作が開始された。中央に局を、地方にも管理機関を設置し、アメリカ型の行政機関を実現しようとするものであつて、これに要する経費六、六〇〇万円を計上して省議を纏めたが、大蔵省で削減されて、七月の閣議で追加予算として部を設置するに要する経費等五五〇万円となつた。しかしこれは公衆保健局調査課の一つの係に過ぎなかつた國立公園係を、一躍部に昇格せしめるもので、関係者を狂喜せしめたのは無理もなかつた。これにより国立公園史上では、一松大臣は安達謙藏と並んでの恩人だといわれることになつた。しかしこれを献策した三木行治の功績を忘れてはならぬ。これと同時に、運輸省でも觀光課を昇格させて、觀光部を設置することとなつた。八月にはG・H・Q渉外局から厚生省の国立公園制度については、米国のそれを範として改組し管理の集中化と企画化を行い、国立公園は当分新設しないようにと勧告された。七月から十一月にわたつては国立公園中央委員会委員の任命があつたが、委員名簿は左の通りであつて、さきの国立公園委員会委員と比べると、死亡やページによる支障があつたため等で、田村委員を除き全部が新顔となつた。

国立公園中央委員会委員

伊藤謹二

佐藤達夫

岩沢忠恭

三木行治

古屋芳雄

中尾勇

加賀山之雄

岸田日出刀

三浦伊八郎 関口泰 高野六郎 舟山正吉 部重治
 賀川豊彦 高久甚之助 小杉国太郎 伊藤道郎 古池信三 武田久吉
 清瀬三郎 辻村太郎 武部英治 田中啓爾 勝俣稔
 本田村直剛 沼澤寛之 横木雨宮作 田中柴田
 金子恆 石神甲子郎 小林行雄

幹事
 白井俊郎 飯島稔 村井米子

野村進行 八島三郎

間島大治郎 金子恆

石神甲子郎 小林行雄

この頃皇居外苑・新宿御苑・白金御料地・京都御苑等四つの旧皇室苑地が皇室の物納財産として大藏省所管に移つてゐたが、一二月片山總理の意向によつて、これに文化的諸施設を整備して国民大衆の利用のために開放することに閣議決定を見、更にこれが整備運営に関する基本の方針を決定するために、旧皇室苑地運営審議会を設置することを決定した。

一九四八年（昭和二三年）三月一〇日、片山内閣に代つて、芦田内閣が成立し、厚生大臣として竹田儀一が就任し、一〇月一五日吉田内閣と変つて、林譲治が厚生大臣に任じた。この間国立公園界には、多くの記念すべき事件が起つた。国立公園部の設置については、G・H・Qの政治部G・Sとの折衝を必要とし、各国立公園の管理については、政府直属の管理所を設けるよう勧告するG・H・Q側と、実状に即する在來の日本側の方針とが一致しないので困難な問題となつた。いすれにしてもその管理に要する経費は不充分であつたから、一応厚生省公衆保健局内に国立公園部を設置し、管理と計画の二課を置くこととなり、そのための厚生省官制の改正は二月一四日に公布せられ、国立公園部長には飯島稔、管理課長には河野鎮雄、計画課長には石神甲子郎が補せられ、やがて事務官技師等も補充され、管理課には事務官として森田克郎・一ノ瀬勝江、技官として池上容・田中敏治、計画課には事務官畠一岳、技官

として江山正美・二上兵一・奈良橋好男・丸山巖等を配し、次第にその陣容を整備して行つた。

二三年度国立公園予算は竹田厚生大臣の特別の配慮により約二千万円に増額せられ、この内には国立公園の地方管理機構の不備の対策としてG・H・Qの指示によつて、地方管理職員一一七人、経費総額四七六万円余が認められたが、職員の増員は法律に規定する必要があり、これが具体的的手続を研究中、芦田内閣の行政整理に会い、遂に其の実現を見ず設置見合せとなつたのは返すべくも遺憾の極であつた。

しかしながら、国立公園施設費は六二〇万円計上せられて、関係府県の依託工事とし、国立公園施設整備に一步を進める事が出来た。

国立公園部設置ののち間もない二月二三日には、国立公園中央委員会を招集して、第一回委員会を開催し、会長一松大臣司会のもとに、「現下の情勢に即する国立公園施策を伺いたい」という諸問に対し、三木局長の説明があつて、特別委員付託と決し、賀川・関口・田村・武部・諸井各委員を指名して散会したが、懇談の席上各委員から活潑な意見を開陳した。特別委員会は引続いて数次に亘り開催され、五項に亘る施策を答申案として取纏めて報告した。即ち第一には電力開発・森林濫伐・農地開拓等による国家の至宝ともいべき風景の破壊を阻止すること、第二、国立公園の指定については、厳正な調査研究を遂げた上で、区域の拡張又は指定を慎重に考慮すること、第三、国立公園施設については国が直接整備するものの他、政府の助成、外資の導入或は民間資本の吸收を促進する等、努めて資金材の援助を図ること、第四、国立公園の自然享用と共に科学的利用を徹底せしめるため、自然保護区域自然科学博物館等の施設を整備すること、第五、前記各項に關する具体的施策を確立することについては、委員会の適切な運営にまつこと、であつたが、これは報告通り可決となり、統いて国立公園の選定に關する件と国立公園の計画に關する件とが議題として提出され、質問應答意見の開陳があり、特別委員付託となつて終了、その後選定特別委員は飯島・鍋木・武田・武部・田村・辻村・本田・三樹・三浦(辰雄)・関口、計画特別委員は飯島・折下・樋木・岸・岸田・田村・三浦(辰雄)・三浦(伊八郎)・諸井・横田の各一〇名であった。その後選定特別委員会は三樹樹三を委員長として前後八回に亘り審議を重ね、ます選定標準につい

ては、必要條件と副次條件との別をやめて、景観條件と利用條件等とを同格として、既述の通りに改正し、候補地の選定については、これまで陳情請願のあつたものを全部とり入れ、更に厚生省で調査研究して重要とされたものを加えて四箇所とし、これを選定標準に照らして分析検討したのであるが、そのうちで最も無難であると思われるものと、今後の調査にまつものとして保留されるべきものとに区別し、前者については特別委員の投票により、浅間白根・瀬戸内海(区域拡張)・支笏洞爺の三候補地を選定することとなつた。又一方計画特別委員会は二回開催され、昭和一五年三月までに決定告示済みの国立公園一般計画の再検討と、これまで未着手であつた歩道・集団施設地区と単独施設に関する計画とを審議決定することを方針とし、そのうちでも、特に昨今的情勢下で重要とされる、日光・富士箱根・瀬戸内海の三国立公園につき、その計画の決定を急ぐこととして原案の審議を行つた。なおこの間、国立公園計画につき重要な案たる尾瀬原について、委員有志の現地調査が行われた。又この頃候補地のうち、月山朝日連峰を含める地域については、山形県鶴岡市の活動は最も目覚ましく、数回に亘る選定委員の実現調査、安齊徹並に東京大学・山形大学教授等を動員しての学術調査を実施して、立派な調査書を作成する等、これまでに見られなかつた運動方法を展開して注目された。又この調査に因連して八月中本田・田村各委員は東大辻村研究室の学者を伴い、秋田岩手両県に招かれ田沢湖・岩手山・八幡平・宮古・釜石・氣仙沼・早池峰地方を調査し、三陸海岸の隠れた景勝地を発見して、新たな候補地を加えたことは大きな収穫であつた。又九月には飯島部長・田村委員は白山の調査に赴いたが、天候等のため、充分な目的を達することは出来なかつた。そして一二月二〇日といふ年の暮に迫つて第三回中央委員会が開かれ、選定特別委員会から答申された三候補地につき審議の結果、原案通りこれを承認することとなり、ここに最初一二国立公園指定の際、とり残された支笏洞爺が浮び上り、そして新興の浅間白根が登場すると共に、瀬戸内海国立公園の区域は全内海に亘つて拡張されることとなつたわけである。この日開会にあたり、数日前盛岡で急逝された選定委員長三樹樹三に対して弔意が捧げられたのは、悼ましい限りであつた。

この年四月予て日本の国立公園につき好意を寄せていたボペム大尉の斡旋により、G・H・Qの顧問として、米国国立公園局からリッチー Charles A. Richey が来朝して、わが国立公園の施策一般につき調査することとなり、民

間情報教育部C・I・Eに机を置いて、事務を開始し、五月から現地視察となり、その都度国立公園部長その他部員案内のものとに、到る処地元の熱誠こめた案内をうけて、八月上旬に至るまで、日光・京都・奈良・松島・十和田・札幌・阿寒・大雪山・支笏洞爺・瀬戸内海一円・雲仙・天草・阿蘇・指宿・桜島・霧島・伊勢志摩・吉野熊野・高野山・生駒山・上高地・志賀高原・軽井沢・草津・富士箱根等、一二国立公園と、若干の候補地を踏調し、その間、東京滞在中には国立公園部長その他関係官と会見しており、田村剛とは制度・政策その他につきかなり突込んだ意見を交換した。又リッキーは旅行中随所で、地元民に対しても啓蒙的な所感を述べて、多大の感激を与えた。

国立公園研究会は、機関誌として「国立公園」を復刊して、その第一号を八月に出して、当分隔月発行とすることとした。七月には銀座三越で国立公園展を開催し、入場者五万人に達し、高松宮の台臨を賜った。又九月には大阪高島屋でこれを催し、東京を凌駕する盛況であつたが、これにより久しぶりに国立公園の存在とその認識を深める運動が開始されたわけである。又この年三月には東良三の「アメリカ国立公園考」が又八月には田村剛の「国立公園講話」が刊行されて、啓蒙の資となつたことも注意される。

国立公園部創設と同時に、其所管事務の一つとして新に温泉が加えられたので、部では温泉協会等の予て懸案としていた温泉法制定に乗り出し、関係学者経験者等の協力を得て、法案の準備にとりかかり、急速に進捗して、七月一〇日法律百二十号として公布となり、八月九月厚生省令第三五号で温泉法施行規則も制定されて、ここに從来府県で区々に取締られていた温泉も、全国的にその保護と利用との適正が期せられるようになつたのは、国民保健上意義あることで、特に温泉を好愛する点に於て、世界一といわれる日本国民にとつては、幸いなことである。しかし温泉の保護に関しては、原案の精神が多少骨ぬきになつた恨みがあるという批判もあつた。そして法の施行は昭和二五年四月一日からと決定された。このほか厚生省関係法令としては、七月一五日施行された旅館業法と公衆浴場法とがつて、観光地旅館浴場等の公衆衛生が保障されるようになり、温泉法と相まって、観光行政発展のために悦ばしいことであつた。

この頃全国に亘る進駐軍関係の賜暇休養旅行者で接收ホテル・宿舎等のある各地の観光地や休養地を訪れて利用す

る者が多く、又民間貿易も再開されてバイヤーの入国する者、或は在米邦人二世等の祖国訪問者等も加わつて、外人の入国する者も殖えて行つたので、国際観光を目的として、国立公園その他の観光地にホテル・旅館その他付帯施設の経営を目論んで、観光会社を設立するものが続出して、盛観を呈するに至り、運輸省を始め関係各省も観光行政の発展を図つたので、偶々政策・制度・運営上に多少の摩擦を生ずることもあり、予て全日本観光連盟から提出された観光審議会設置の請願が衆参議院でも採択されていたので、片山内閣以来の懸案が芦田内閣でとりあげられて、六月閣議諒解も成立し、七月一日観光事業審議会令は公布され、内閣官房総理府内に観光事業審議会を設置することとなり、八月一〇日委員・幹事の任命があつた。この審議会は観光事業に関する基本的計画、観光施設の整備、観光客の誘致・接待並に宣伝等に關し、内閣総理大臣に建議し、関係官庁に對して勧告するもので、国立公園事業に關しても、重大な關係があるので、委員二〇名のうちには、岸衛・田村剛等の顔振れも見え、幹事としては三木公衆保健局長が任命され、そして八月一日の第一回審議会には芦田首相の挨拶があり、会長には石坂泰三が互選され、常任幹事には福島慎太郎・武部英治が指名され、實質的には全観連の組織が事務局を担当するような形となつた。そして九月一〇月にかけて三回の審議会が開かれ、(一)観光事業の基本方針、(二)観光地帯・観光都市の選定、(三)観光施設整備五カ年計画、(四)観光行政機構の整備、その他多數の案件が予定されたのであるが、このうちで前記四項目だけが審議され、それぞれ一〇月と一二月とに分けて、内閣総理大臣に建議された。このうち観光事業の基本方針については、「文化国家の建設と經濟の復興に寄与することを目的とし、差當り国際間の相互理解と、外貨收得を促進することに重点を置き、国際並に国内観光事業の振興を図る。」ものとし、

- 1、国際観光地帯及び観光都市を選定し、ここに宿泊・交通その他の観光施設を整備すること
- 2、観光資源としての自然を保護開発し、文化を保存・育成すること
- 3、観光関係の政府及び民間機構を調整強化すること
- 4、外客誘致接遇の事業及び観光関係の産業を助長振興すること
- 5、観光に関する国民の理解協力を促進すること

これに伴う必要な法令・資金・資材及び外貨の導入については、緊急度に応じ、優先措置を講ずるよう政府に要請することを決定した。そして經濟復興五ヵ年計画の前期に織り込むものとしては、日光・湘南・富士箱根・北伊豆・京都・奈良・六甲・瀬戸内海の七地帯と、東京・横浜・名古屋・京都・奈良・大阪・神戸・広島の八都市を選びそれぞれにつき觀光施設整備五ヵ年計画として道路・宿泊施設・休養・慰樂・衛生その他の諸施設を整備すること、鉄道及び軌道の車輛・バス・ケーブルカー・港湾・船舶等の改良、燃料の確保、文化財の保存・修理・復原並に觀覽施設の整備等を具体的に審議し、経費約五〇億を要する事業を決定した。次に行政機構の整備については、觀光事業を重要国策の一つとして強力に推進するため、これを国家的に総合統一することとし、そのためには、政府部内に觀光庁（官房・企画部・觀光部・国立公園部の下に一課を置く）を設置するのを理想とするが、さしあたつては觀光事業審議会を活用し、これを恒久化すると共に、具体的行政施策は審議会の方針により所管庁がこれを行うこととし、運輸省に觀光局、厚生省に国立公園局を設置する等各省の行政機構を充実整備すること等とした。なおこの月閣議決定により、いよいよ内閣に臨時に旧皇室苑地運営審議会を置くことになった。この頃各地に觀光会社が設立されるようになつたが、日光ではホテル・旅館その他付帯觀光施設の經營につき、資本金一千万円県費半額出資で、日光国立公園觀光株式会社が創立され、社長には船田中が就任した。

一九四九年（昭和二四年）厚生省国立公園部では、国立公園法改正と浅間白根・支笏洞爺の二つの国立公園の区域を検討し、関係各省の意見を聞く等指定準備のために、新春から大忙であつた。又瀬戸内海国立公園の区域拡張については、関係地元は熱心な運動を起しており、これが実地調査のために、一月から二月にかけて田村は二上抜官と共に香川・愛媛・山口・兵庫等を調査した。三月には第四回国立公園中央委員会が開催され、支笏洞爺国立公園候補地の区域案につき特別委員会の報告があり、これを議題として審議の結果、ここでも水電問題が出て、意見が交わされたが、結局原案の通り可決されて、厚生大臣に答申することとなつた。同じくこの月には旧皇室苑地運営審議会第一回委員会が開かれ、その整備運営計画が議題としてとりあげられることとなつた。又四月田村は霧島国立公園指定一周年記念祝賀会に出席し、統いて県の委嘱により屋久島の調査を行い、その傑出した景観をつぶさに報告した。この

頃突如として行政機構整備に關し、部制廢止の方針がとられ、国立公園部の存廢が問題となり、飯島国立公園部長を始め部員一同も立ち上つて、国立公園研究会の協力のもと、これが存続につき関係各方面へ猛運動を起して陳情し、漸くこれをとり止めることが出来た。そしてその所管は六月一日より大臣官房に移されることとなつた。又四月から五月にかけては浅間白根と月山朝日両国立公園候補地と瀬戸内海国立公園の区域拡張に關して、委員会委員は手わけで現地視察を行つた。なお国立公園法の改正は五月十九日法律第八四号を以て公布されたが、その主な点は行政官庁又は公共団体の執行する国立公園事業による受益者負担の制度を始めたこと、特別地区内で景観維持のために、特別保護地区を指定して、家畜の放牧、焚火又は火入、野生動物の捕獲又は高山植物の採取につき、許可を要することにしたこと、これで国立公園区域内では最も制限の厳しい地区が設けられることになつたわけであるが、これで始めて外国の国立公園区域並になつたのであつて、国立公園の保護が決して充分なものになつたとはいわれないわけである。次の改正点は、主務大臣が風景地の保護又は利用のため都道府県に諮り、国立公園中央審議会の意見を聞き、国立公園に準ずる区域を指定して、法の一部を準用することが出来るという規定を新たに加えたことである。これは予て国立公園委員会や国立公園協会が希望し或は陳情していたところであつて、これにより国立公園以外の自然公園につき、自然保護が出来るようになつたわけで、さしあたつては、少數の所謂国定公園即ち準国立公園を指定する方針とされているが、これを更に拡げることも考えられるので、實に、画期的な意義をもつものといえるわけである。法の改正と同時に、施行令も改正され、国立公園審議会に關する規定が出来て、国立公園委員会官制は廢止され、又施行規則に於ても法の改正に伴う当然の規定が挿入され、すべて六月一日から施行されることになつた。そしてこの事務に直接當つた当時の管理課長は山本正淑、事務官は森田克郎であつた。又この頃までに旧皇室苑地の所管とその整備運営計画も決定した。そして皇居外苑・京都御苑・新宿御苑の三つは厚生省、白金御料地は文部省、そして主要な建設工事は建設省ということになり、直ちに國民公園として開放され、管理と建設とが始められることとなり、新宿御苑では広芝生の復旧や亭舎・小運動場等の施設が着工され、これが保存に協力するために、五月新宿御苑保存協会が発起され、会長に高橋竜太郎、専務理事に田村剛があげられた。四月上旬、勝俣・鎧木・関口・辻村・本田各特別委

員は石神課長と共に浅間白根の区域を調査し、五月から六月にかけては高知県渭南海岸調査のため本田・田村両委員山本課長が出張を命じられて、水陸に亘り現地を観察して、古来著名な足摺岬・竜串・叶崎等のほかに、新たに大堂山・沖ノ島の奇勝を発見した。又時を同うして他の委員一行は瀬戸内海西部地方を一巡し、折下・三浦両委員は徳島・和歌山に出で、又武田・村井両委員は石槌山に登つて帰つた。この月神戸市で兵庫県主唱の下に瀬戸内海一府九県の瀬戸内海国立公園及觀光事業促進協議会が創立され、兵庫県知事を会長に推し、各県持ち廻りで総会を開いて、内海を一丸とする施設の促進につき協議することとなつた。続いて七月には鏑木・武田・本田・田村各委員は新潟・山形両県に跨る小国三面方面を観察し、鏑木・本田両委員は佐渡を調査し、武田・田村の両委員は裏磐梯地方の調査を行い、月山・朝日・飯豊・吾妻・磐梯地方を月山朝日飯豊一帯とともに一団の区域とする可否等につき調査するところがあつた。この月山本課長と森田事務官の栄転に伴い、森直一と菅野周光が前後してそれぞれ後任として就任した。八月には田村剛は一ノ瀬事務官と共に若狭・北但海岸・浦富・鳥取・宍道湖一帯を調査した。そして八月一〇日には新制度による国立公園審議会の第一回の会合が行われて、まず会長としては厚生大臣がこれを委嘱する規定により、諸井委員が推薦され、ここに旧委員会の顔振れも多少変つて、新らしく発足することとなつた。この日の諸問事項は、第一号上信越高原国立公園の区域について、第二号日光国立公園計画の一部及び富士箱根国立公園計画の一部について、第三号国立公園施設促進上、国立公園又は準国立公園の新設・拡張についての三つであつた。第一号第二号議案は旧委員会からもち越しのもの第三号議案は全く新規のもので、これ等をそれぞれ、選定特別委員勝俣・鏑木・関口・武田・武部・田中・田村・本田・三浦(辰雄)・吉坂・渡辺・村井・飯島の各委員、計画特別委員犬丸・折下・賀川・金森・菊池・岸・岸田・田村・柄木・三浦(伊八郎)・三浦(辰雄)・横田・飯島の各委員に付託審議することとなつて、一先ず総会を閉じ、次いで別室で各特別委員会を開催することとなり、それぞれ審議の結果は第一号議案は草津付近と鳥居峠付近とを更に拡張するという希望條件つきで可決され、第二号議案は原案通り可決と決定して、各特別委員長はこれを総会に報告して、これまた報告通り可決、厚生大臣に答申することとなつた。これにより上信越高原国立公園候補地では硫黄鉱区を含む点、日光国立公園の特別地域内では尾瀬原の発電計画の見込まれている点につき注意

を喚起し、風致と産業との円満調整については、今後関係官庁間で善処されるよう希望があつた。八月十九日国立公園研究会は理事会を開催して一応これを解散することとし、国立公園協会復帰の方針を固めた。

九月七日予て手続き中であつた上信越高原国立公園の指定が告示され、ここに第一五番目の国立公園が産れた。この月審議会委員並に石神課長一行は大挙して甲信越に跨る国立公園区域の調査に出かけることとなり、青梅から旧青梅街道により柳沢峠を越えて甲府に出で、増富を訪い転じて梓山に出で、甲武信岳を経て三峰に下り、三峰山雲取山を越えて冰川に下るという大旅行を遂行したが、全コースを辿つたのは二・三名にすぎなかつた。又この月菅野事務官の栄転により、後任として小林利男が赴任した。この頃尾瀬発電計画につき東京発送電案と新潟県案とが対立し新潟県案は流域変更により信濃川へ水を落し、しかも尾瀬原には触れないといふので、国立公園保護上好ましいものとして好感を寄せられていたが、こうした案件につき広く風景保護に関心をもつ同志が集つて尾瀬保存既成同盟を組織し、国会その他関係方面に陳情するところがあつた。そして武田委員は森管理課長とともに現地調査を行つた。一〇月一二一〇日間を期間としてG・H・Q天然資源局では資源計画展を三越本店で催し、国立公園部に出品を要請されて、国立公園に関する資料写真等を陳列したが、天皇皇后両陛下には特に御来臨があり、国立公園に関しては飯島部長の説明を御熱心に御聴取された。一一月に入り東京都並に静岡県は伊豆七島並に南伊豆国立公園候補地につき国立公園審議会委員有志の現地調査を希望したので、一〇日間に亘り八丈・三宅・大島・下田・今井浜等を視察して、七島につき認識を深める所があり、又同じく有志は年末おし迫つて静岡県の要請により熱海・湯河原・達磨山等を視察した。一二月二一日、第二回国立公園中央審議会が開催され、前回提案の「国立公園施策促進上国立公園又は準国立公園の新設拡張」に関する当局への答申案を審議することとなつた。そして磐梯朝日は月山・朝日・飯豊・吾妻・猪苗代を含めて膨大な区域を、奥秩父は多摩川・秋川のかなり文化景観を含む区域をとり入れて、それぞれ指定するよう決議し、国立公園区域拡張については、日光では那須塩原一帯と庚申山の一部を、富士箱根では奥湯河原から十国峠方面を、阿蘇では九重と北方飯田高原方面をそれぞれ拡張するものであるが、なるべくこれを最小限度にとどめるという方針を決定した。なおこの際吉野熊野国立公園では潮岬の海岸を編入することをも決議した。次に国立公園

に準する区域としては、第一次に琵琶湖・佐渡弥彦・英彦山耶馬溪の三箇所をとりあげることとし、その名称については準国立公園とするか国定公園とするか意見の対立があつて、これは決定を見なかつたものとして答申することとなつた。

なおこの年二月九日付で聯合軍司令部公衆衛生福祉局長、クロフォード・サムス軍医准将から厚生省宛に、リップチー報告書が伝達され、写二部を厚生省公衆衛生局長並に国立公園部長に手交された。この覚書は国立公園の維持管理整備につき厚生省主管係官の使用に供し、今後の行政指針とすべきであると記されていた。その内容は国立公園の制度・政策・運営等全般に亘り、詳細を極めるもので、精読観味すべき点が頗る多い。そのうち重要な点を要約して記して置こう。

一、日本の国立公園は自然景観を基調とするものであるが、文化景観を混和するものが多く、原始的景観は関西以西には見られない。又公衆の休養慰楽のために適当に保護された地域が極めて少い上に、今日でも絶えず侵害され、狭められつゝある。しかし中央で確固たる基本計画を樹立し、国立公園法を強化する補助法を制定し、国の強力な財政的支持を与えるならば、将来の整備を期待することは出来る。

二、既設の国立公園中、富士と阿蘇とは火山国日本の代表として世界屈指のものであり、瀬戸内海は日本国土の縮図のようで、世界的に優れた海景であるが、湖水風景として見れば、大陸的な感じがして興味がある。中部山岳はアルプス的な景観で優れており、大雪山の原始林を始めとして、日本の国立公園は山地から海岸に亘り植物群落が美しく、世界屈指の植物園ともいえる。先史的、歴史的遺跡や建造物を多く併せていくのも特色であり、日光の多彩豊富な景観は、世界の国立公園中でも優位を占めるであろう。

三、日本の国立公園運動の狙いには (1) 風致的科学的重要な景観を保護すること、(2) 政府の財政的援助により道路、宿泊その他の公共施設を促進すること、(3) 観光資源として活用して外貨の獲得をすることの三つであるようだが、(1) こそ国立公園設定の正当な理由であり、(2)(3) は指定を正当化する理由にはならない。そして今後なお増設に値する景勝地は残されているが、これが選定には既設国立公園に経験ある専門の学者が当るべきであるとし、新設は毎年一

一二箇所最大限三箇所位がせいぜいであろう。そして現在の一三を一八か二〇位とするに止めるべきであろう。具体的な問題としては瀬戸内海・富士箱根・日光・吉野熊野・霧島・阿蘇・雲仙の拡張と、支笏洞爺、上信越高原の新設と桜島及び屋久島等は有力な候補地である。又日本の国立公園には本当の到達道路というものがなく、又国立道路公園のことは大いに考慮されてよいであろう。更に日本には国立公園以外の自然公園や休養地が貧弱である。

四、国立公園その他大面積の土地につき計画性のないこと、又専門家も少いが、これは教育制度の欠陥である。従つて国土の綜合的利用計画のことと閑却されている。殊に景観上の考慮が殆ど払われていない悲しむべき現状といわねばならない。

五、行政機構については、中央に国立公園部があるけれども、国立公園毎に必要な現地機関がない、政府予算の極めて僅少なために運営上の支障が頗る大きい。いわば国立公園は日本政府の孤児である。この点からすればアメリカの国立公園に比べて、恐らく三〇年おくれている。これにはG・H・Qが適当な指導を与えることと、日本から適任者を米国へ派遣視察せしめるがよい。又国立公園の所管官庁としては現在の厚生省が最も妥当である。しかし部を局にまで昇格させるべきである。これは他の省との折衝の上からも要望される。そして局には管理課・計画課のほかに、庶務課・指導課・建設課・休養計画課等を置き、各国立公園には所長の下に管理員を配置する管理事務所こそ国立公園局の根幹をなすようにしなければならぬ。現在のように関係道県のまちまちの部課を通して管理することは避けねばならない。

六、国立公園内の土地については、これまでのような帝国主義的な所有権を無視したやり方は好ましくない。まず国立公園内の国有林はすべてこれを厚生省に移管すべきである。そして国立公園の立場から利用計画をたてて、天然資源としての利用をも認めるようにする。しかし国立公園内の国有林は全国有林の5%にすぎず、しかもその経済的利用価値も小さいので、決して高価な代償ではないであろう。殊に原始林は極めて少く、その科学的・風致的・休養的価値は大きいから、これを厚生省に移して保留すべきである。次に公有地については、戦時中特に濫伐により荒廃しているが、これは国土保安上保護さるべきもので、これ亦経済上の利用価値に乏しいものが多いため、土地を国に

寄付するか、或は公園以外の他の国有林と交換するのが最善の策である。社寺有地はこれまでよく保護されており、そのまま国立公園の機構に属するものと考えられる。私有地については、多くは普通地域に属し、景観上からも重要でないが、それが公共施設や道路に当るもの、或は風致並に科学上重要なものであれば、これを政府は買収するよう措置する。

七、法規関係については、今後多少の修正と強化とを計るべきでこの点は、田村博士・厚生省代表者・国立公園委員会・G・H・Q関係機関と共に検討した結果、特別地域内に特別保護地区を設定すること、国立公園法の一部を国立公園以外の公園休養地にも適用すること、国立公園到達道路の改善に関する法的措置を考慮すること、国立公園特別地域を鳥獣保護のための保留地とすること、国有財産法による国立公園内のすべての国有地を厚生省の所管に移すこと等につき、必要があれば、国立公園法を補足するような法令を制定すべきである。

因にリッチャーはその後も引続いてわが国立公園のために多大の好意と関心とをよせ、たびたび有益な参考資料に書面を添えて援助を与えてくれている。

なお内閣の観光事業審議会は二月一一日昭和二十四年度観光施設緊急整備計画を策定建議したが、この会は五月三一日国家行政組織法の施行せられる日までの臨時の措置として設置されたもので同日自然解消し、更めて總理府設置法第十五号の規定に基き政令第一二四号により總理府の附屬機関として設置され、法律による恒久的機関として新発足することとなつたが、委員幹事の任命は遅れて一一ヵ月間の空白時代を置くこととなつた。

また八月国立公園研究会が発展的解消をして以来、新たな構想のもとに、財團法人国立公園協会を設立するよう準備中であつたが、一二月一六日上野精養軒で創立発起人会を開催し、設立趣意書・寄附行為等を議決し、発起人全部は評議員となり、統いて役員の選舉に移り、会長には佐藤尙武を推薦することとし、副会長渡辺鍼藏・理事長田村剛・常務理事飯島稔・吉阪俊藏・理事赤木正雄・内山岩太郎・岸衛・小平重吉・関口泰・武部英治・橋本竜伍・松方義三郎・美土路昌一・諸井貫一・吉江勝保、監事根津嘉一郎・林虎雄・村上義一と決定して散会した。